

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和2年5月11日(月曜日)  
午後4時07分～午後4時32分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長                      田 原 義 寛 副 委 員 長  
                    荒 山 光 広 委 員                      三 好 睦 子 委 員  
                    秋 枝 秀 稔 委 員                      藤 井 敏 通 委 員  
                    岡 村        隆 委 員                      石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員  
                    竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員  
                    石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長                      阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長  
                    篠 田 真 理 議 会 事 務 局 企 画 員
- 7 説明のため出席した者の職氏名  
                    波 佐 間        敏 副 市 長                      杉 原 功 一 市 民 福 祉 部 長  
                    井 上 辰 巳 地 域 福 祉 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後4時07分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

先ほどの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案1件につきまして審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 議案第45号令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今、お手元にお送りしました資料を御覧ください。

これは、令和元年度決算見込みにおいて、歳出を2,700万9,000円で見込んでいたことに対し、住宅資金償還金134万2,000円が歳入見込みとなり、差額——差引きです。ね、2,566万円の歳入不足が見込まれるところから、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うため、令和2年度補正予算を計上するものであります。

地方公共団体は制度上、赤字決算を想定しておらず、これを避けるために翌年度の歳入を当該年度に繰り上げるといふ地方公共団体に認められた制度により、このたび繰上充用の補正予算を計上するものでございます。

歳出につきましては、資料の10ページ、11ページとなります。

前年度繰上充用金として2,566万6,000円を、それから歳入につきましては、1ページ戻っていただきまして、8ページ、9ページとなりまして、住宅資金貸付金元利収入として同額を計上しております。

以上によりまして、令和2年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計における既定予算に歳入歳出それぞれ2,566万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2,694万6,000円とするものでございます。

なお、滞納につきましては、個別に訪問や電話等により納入指導を適宜行っているところであり、引き続き納入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する御質問はございませんか。藤井委員のほうが先に手を挙げられましたので、藤井委員、お願いいたします。

○委員（藤井敏通君） 今、井上課長ですか——から御説明があったんですけど、正

直申し訳ないんですけど、さっぱり意味が分かりません。

ここでこう言うのも何ですけど、要はこれ、住宅資金を貸し付けてるわけですよ。本来ならば、当然貸付けですから、ある時期になったら、もうそれは当然戻ってくる。今、滞納については適宜ちゃんと催促してるというふうなお話だったんですけども。

そもそも、当初予算で収入がほとんどなくて、補正で例えば2,500万とか、この辺が自治法の何条によってできますよというお話だったんですが、その辺も正直、いわゆる一般の民間の考え方からいくと、さっぱり意味が分からないというか。

だから、質問その1は、当初からこの収入、支出っていうのは、見込みがあるんだったら、最初、当初予算から計上できなかったんですかっていうのが1つ。

で、これ貸し付けて、多分ある程度もう滞納されてるんじゃないかと思うんですけども、それが一体この中のどのぐらいが本当はあるのかとか、その辺は多分、何年か先からずっとこう見れば分かると思うんですけどね。

ちょっとその辺が分からないので、できればちょっと教えていただければと思います。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、この住宅資金貸付事業の制度自体でございますが、昭和44年に施行された同和対策事業特別措置法に基づいて実施された事業のうちの環境改善対策の一環として実施された住宅資金の貸付事業でございます。

美祢市におきましては、昭和56年から平成8年までこの貸付けの事業を行っております。ですから、現在は貸付け自体は行っておらず、貸付金の返済と借入金事業の原資を市が簡易生命保険資金から借り入れておりますので、その返済事務を行っております。

もう、一番新しい貸付けでも約25年前の事業のことでございまして、その間返済等も順調に進んでおりましたが、亡くなられた方が出られたり、いろんな事情で滞納が発生をしておるといった状況でございます。

当初予算で組入れができないかということでございますが、これにつきましては、もう以前より単年度決算で処理をしている関係上――入る予定のお金と出る予定の

金額を基に、その年の予算を編成する関係上、収入が見込まれない金額については、今のように繰上充用の措置を取らせていただいているという状況でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） もう1つ、納付額——滞納額。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 藤井委員の御質問で、今、井上課長のほうが当初予算で計上をなぜしないのかという御質問について、ちょっと補足させていただきますけど。

一般会計・特別会計につきましては4月—3月が事業年度ですけど、出納整理期間が4月、5月と続いて5月末が出納閉鎖ということになりますので、基本的に5月の末日まで償還金といいますか、返済を相手方に求めていき、金額が予測される分を含めて5月末見込みでの繰上充用をするということで、当初予算でのそういう予算編成をするのではなくて、5月末見込みを直近ぎりぎりまで精査してみて、この繰上充用金の金額をこのたびの臨時議会において、繰上充用の予算を議案として提出しているという状況でございます。

○委員長（杉山武志君） もう1点、先ほど藤井委員のほうから滞納額はいかほどかというのと、いつ頃からかという御質問があったと思うんですが。すぐできなければ、また資料のほう……井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 滞納金額につきましては、現在、円単位の細かな数字は把握しておりませんが、おおむね元利合計で約3,000万円ほどの滞納がございます。

主に滞納金が残っておる年度でございますが、昭和56年から58年、それと平成8年に貸し付けたものが主なものでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の部分の答弁というか、こういうことですね。

もともと、この住宅資金の貸付制度っていうのは、昭和48年ですか、同和対策ということで始められたということで、昭和56年から平成8年まで貸付けはやられたけども、それ以降についてはもう貸付けはありませんということは、結局これが——ここにある2,600万ぐらいというのが、はっきり言って滞納というか、本来、貸し付けて戻ってこないといけないのがなかなか戻ってこないですよ、そういうふ

うな理解でよろしいですね。

予算に計上するしないは、これは方法論ですから、特にここで云々かんぬんということとはしません。ただ知らなかったから教えていただきたい。

ただし、これが滞納のまま——平成8年ですから、今30年という、何年も何年も、多分放置っておかしいですけども、されてると。これ自身が非常に大きな問題じゃないかなと、今聞いて改めて思ったんですけども。

もし、取立てがもう不可能というのであれば、もういっそのこと損金か何かで落としたらどうなのでしょう。いつまでもこういう感じでやるよりも、どこかで区切るなりせんと、結局これがいつまでもいつまでも残っているというか。

それじゃあ結局、そのお金というのは市のほうから出てるままっていうことですので、そこはもう、いっそのこともうどこかで損というか……。そういうのが、いわゆる行政的にできるのかどうなのか。一般企業であれば、それはもう損金というか、もう損で落としてすっきりするということができるんですけどね、いかがですか。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

この滞納の部分の今後の処理でございますが、先ほど申しましたように、臨戸訪問、電話催促等で実施をして縮小の努力はしております。

この事業の原資といたしまして、簡易生命保険資金から借り入れた償還の期限が令和3年度をもって終了する予定でございます。償還が終了した時点でこの特別会計を清算し、一般会計に移行して滞納部分の徴収を続けていくことなどを検討しておるところでございます。

今後、その中で不納欠損処理とか、そういった形についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかにございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

先ほど説明もありました、藤井委員の答弁の中でもありましたが、貸付金の種類はどんなものがあったのかということと、56年から平成8年までの貸付けの件数と全体の金額。滞納状況については3,000万円あるということですが、全容っていう

んですか、それについてお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えします。

まず、この貸付金の種類でございますが、住宅の新築資金、それから改修資金、宅地取得資金、それから水洗化資金の4種類でございます。

それから、貸付けの件数でございますが、昭和56年から平成8年度までの間に全部で141件、貸付額の合計は3億8,069万円というふうになっております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） それで滞納額が3,000万あるということなんですが、今後については今、簡易生命保険資金の返済が平成3年度で終わるということなんですけれども、支払い——令和2年と3年で終わるということでしたが、2年と3年でそれぞれ幾ら支払われるのでしょうか。

それと——3点しか言われませんかね。

○委員長（杉山武志君） いいです。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

簡易生命保険資金の償還の額でございます。

令和2年度につきましては、元利合計で88万4,350円、令和3年度におきましては53万3,770円、この金額で終了の予定でございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと数字的に見て、令和3年で今の約150万を払えば簡易生命保険資金の払いが終わるということなんですが、残金は3,000万あるということなんですけれども、計算が合わないんですけど、この補填財源とかいうのはどうなるのでしょうか。

それと、先ほど説明がちょっとあったんですが、亡くなられた分をどうするか。損金で落とせばっていう意見もありましたが、そうした問題でしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、滞納額が約3,000万あるのに償還が終わるとはどういうことかという御質問ですが、先ほど申しました貸付額が全体で3億8,000万円余りありますけれど、これについては返済に当たり、それぞれ利息のほうもお支払いをいただいております。元金利息のこれまでの合計額が約4億7,000万円ありまして、その中で元金と利息の運用を含めて、市のほうで返済を行ってきておりますので、実際にこの収入額イコール返済額というわけではございませんので、市の償還については計画どおり行ってきておるという状況でございます。

それから、亡くなられた方等でございますが、借受人の方が亡くなられた場合には、連帯保証人の方に納付をお願いしたりということもしております。そのあたりも含めて、今後も納入の指導を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっとよく分からないところがあるんですけど、取扱いっていうか、貸付けは約3億円で、払われたのが4億円あるということなんですか。1億円の差が出るけど、それは市の財政から出したということなんですか。

○委員長（杉山武志君） 井上地域福祉課長。

○地域福祉課長（井上辰巳君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しました、新築資金等4つの種類の貸付金でございますが、それぞれ貸付けの利率が2%から3.5%、種類や年度によって異なっておったというふうに聞いております。

ですから、その部分については、借りられた方が元金と利息等を一緒にお支払いになっていただいた金額で、市が持ち出したものではございません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。秋

枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 担当の方が大変苦勞しておられるというふうに本当見ております。

しかし、これは一般企業とは違いまして、損金処理で簡単に消すという、そういう話じゃないと思いますので、ちょっとその辺は慎重にお願いをいたします。意見です。

○委員長（杉山武志君） 賛成の意見ということでよろしいですか。ほかにございませんでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 繰上充用について、これについては異議は言いませんけれど、今後のもっていくやり方っていうんですか、今の損金で処理するべきではないし、それから簡易生命保険、これが終了したから今度は一般会計のほうで処理するというのは、ちょっと何か変な感じもするんですけれど、処理についてっていうんですかね、しっかりとまたよく検討していただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 検討していただきたいということで、賛成の意見ですかね。

○委員（三好睦子君） この処理については賛成ですが、令和2年、3年、この簡易生命保険資金の返済が終わった時点で一般会計のほうへ戻すよってということが、いいのか悪いのかちょっと分からないんですけれど、何かそういうことになるっていうこともちょっとよく検討していただきたいなと思います。

一般会計の中に紛れ込む——どういう科目になるのか分かりませんが、そこをしっかりとお願いしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） ただいまお二方から賛成の意見が出ましたが、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） では、御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第45号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上、本会議で本委員会に付託されました議案1件につきましての審査を終了い



たしました。

そのほか、委員の皆様から所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 4 時32分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月11日

教育民生委員長